

平成九年政令第二百十九号

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に
関する知識の普及及び啓発に関する法律第
六条第一項の都道府県を定める政令

内閣は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統
等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平
成九年法律第五十二号）第六条第一項の規定に基
づき、この政令を制定する。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関
する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第
一項の政令で定める都道府県は、北海道とす
る。

附 則

この政令は、アイヌ文化の振興並びにアイヌ
の伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する
法律の施行の日（平成九年七月一日）から施行
する。